

障害福祉サービス事業所 変更届出必要書類一覧

変更事項	必要書類
1 事業所(出張所等を含む。)又は施設の名称及び所在地 ※運営規程・平面図の変更も必要	① 賃貸借契約書(住所変更・賃貸物件の場合のみ)
2 申請者又は設置者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名、生年月日、住所及び職名	① 法人登記事項証明書又は条例等 ② 法第36条第3項各号の規定に該当しない旨の誓約書 ※代表者に関する変更で、代表者本人の変更を伴わない変更の場合は①は省略可
3 申請者の定款、寄附行為等及び登記事項証明書又は条例等 (当該指定に係る変更に関する変更に限る)	① 法人登記事項証明書又は条例等 ※コピー不可(原本証明があれば可) ② 定款・寄附行為(就労A型以外は提出不要)
4 建物の構造概要及び建物又は事業所(出張所等を含む。)の平面図並びに設備の概要	① 付表(共同生活援助以外は省略可) ② 平面図 ③ 所在地がわかる位置図、案内図等 ④ 外観及び室内を写した写真等 ⑤ 設備・備品等一覧表 ⑥ 居室面積等一覧表 ※②～⑥は、変更に関係ない部分は提出不要
5 事業所又は施設の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴	① 勤務形態一覧表 ② 管理者の経歴書 ③ 管理者の雇用契約書・辞令等の写し ④ 法第36条第3項各号の規定に該当しない旨の誓約書 ※ 管理者の交代を伴わない場合、①③④は省略可
6 事業所又は施設のサービス管理責任者の氏名、生年月日、住所及び経歴	① 勤務形態一覧表 ② サービス管理責任者の経歴書 ③ サービス管理責任者の雇用契約書・辞令等の写し ④ 実務経験証明書・実務経験見込証明書 ⑤ サビ管研修・相談初任者研修の修了証の写し(基礎・実践・更新) ⑥ 資格証(実務経験の期間短縮の場合に必要) ※ サビ管の交代を伴わない場合、①③④⑤⑥の提出は不要。ただし、結婚・離婚等に伴う氏名の変更の場合には、そのことが確認できる公的書類のコピーを提出すること。
7 運営規程	① 運営規程(変更後) ② 変更箇所・変更内容が分かる資料(書式は任意)
8 協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約の内容	① 協力医療機関・事業者等との契約等の状況がわかるもの
9 協力歯科医療機関の名称及び当該協力歯科医療機関との契約の内容	① 協力医療機関・事業者等との契約等の状況がわかるもの
10 事業所の種別(併設事業所、空床利用型事業所の別)	① 付表
11 併設事業所における利用者の推定数又は空床利用型事業所における当該施設の入所者の定員	① 付表 ②変更内容が分かる資料(任意)
12 重度障害者等包括支援において提供する障害福祉サービスの種類	① 付表
13 第三者に委託することにより提供する障害福祉サービスがあるときは、当該障害福祉サービスの種類並びに当該第三者の事業所の名称及び所在地	① 付表 ②変更内容が分かる資料(任意)
14 医療機関との協力体制の概要	① 協力医療機関・事業者等との契約等の状況がわかるもの
15 事業所のサービス提供責任者の氏名、生年月日、住所及び経歴	① 付表(省略可) ② 勤務形態一覧表 ③ サービス提供責任者の経歴書 ④ サービス提供責任者の雇用契約書・辞令等の写し ⑤ 実務経験証明書・実務経験見込証明書 ⑥ 資格証の写し ※ サ責の交代を伴わない場合、経歴書以外の提出は不要。ただし、結婚・離婚等に伴う氏名の変更の場合には、そのことが確認できる公的書類のコピーが必要
16 指定地域相談支援の提供に当たる者の氏名、生年月日、住所及び経歴 ※相談支援専門員の変更	① 勤務形態一覧表 ② 相談支援専門員の経歴書 ③ 相談支援専門員の雇用契約書・辞令等の写し ④ 実務経験証明書・実務経験見込証明書 ⑤ 相談初任者研修・更新研修の修了証の写し ⑥ 資格証の写し(実務経験の期間短縮の場合に必要) ※ 相談員の交代を伴わない場合、①③④⑤⑥の提出は不要。ただし、結婚・離婚等に伴う氏名の変更の場合には、そのことが確認できる公的書類のコピーを提出すること。
17 関係機関との連携その他の適切な支援体制の概要	① 付表
18 連携する公共職業安定所その他関係機関の名称	① 付表

**※変更後10日以内に提出できなかった場合には、遅延理由書を添付すること(参考様式あり)。
※届出書式の「変更内容」の欄には、変更点や具体的な変更内容を分かりやすく記載すること。**